

# 社会福祉法人八成グループ 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八成グループの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

## (理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。

## (評議員会の出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。

## (役員の勤務報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事が法人及び施設の運営のために行った業務については、別表2により報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 職員兼務の理事については、職員給与規程により給与・賞与・退職金を支給し、役員としての報酬は支給しない。

## (出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 宿泊費、交通費は原則としてその実費を支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	
理事会出席交通費(日額)	3,000円	
評議員会出席交通費(日額)	3,000円	

別表2

名 称	報 酬
理事長業務報酬 業務執行理事業務報酬	それぞれ年間総額※6,941,000円を超えない範囲で支給する。
監事監査指導報酬	30,000円(源泉所得税控除後)

※事業年度に最も近い国税庁発表の「民間給与の実態調査結果」より資本金2,000万円未満の男性役員報酬の平均値とする。(上記総額は、最新の平成30年度発表の額)

別表3

出張旅費	宿泊費(日額)	交通費	その他
	実 費	実 費	実 費

改定 平成28年9月14日

改定 令和2年2月10日